

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施……………一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(四件)……………一
- 都市計画事業の認可(六件)……………二
- 市街地再開発組合の設立認可……………三
- 建築士法第四条第四項第三号の規定による資格者指定……………四
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………五
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可(二件)……………五
- 家畜伝染病予防法による家畜検査の実施……………六
- 豚熱の予防注射の実施……………八
- 東京都立海上公園の休園……………八
- 公有水面埋立ての免許出願……………八

告示(公)

- 警備員等の検定の実施(二件)……………九
- 警備員指導教育責任者講習の実施(三件)……………二
- 開発行為に関する工事完了……………二
- (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………四

告示

●東京都告示第三百九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年三月十三日

東京都計量検定所長 荒木 誠

- 一 検査地域 府中市及び昭島市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)
- 三 検査期日 令和二年四月二十日から同年五月二十九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

の名称

●東京都告示第三百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十年東京都告示第六十四号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年三月十三日

東京都知事 小池 百合子

- | 一 施行者の名称 | 世田谷区 |
|-----------------|--------------------------|
| 二 都市計画事業の種類及び名称 | 東京都市計画公園事業第四・四・六号二子玉川公園 |
| 三 事業施行期間 | 平成二十年八月十三日から令和七年三月三十一日まで |
| 四 事業地 | 取用の部分
変更なし |
| | 使用の部分
変更なし |

●東京都告示第三百一十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第二百二十二号東京都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年三月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画緑地事業第七十三号大蔵緑地

三 事業施行期間 平成二十八年七月七日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 平成二十八年東京都告示第千二百二十二号の事業地のうち、世田谷区大蔵四丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分 変更なし

●東京都告示第三百二十二号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十四年東京都告示第百六十一号立川都市計画緑地事業の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 立川市

二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画緑地事業第一号川越道緑地

三 事業施行期間 平成二十四年二月二十七日から令和四年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

●東京都告示第三百十三号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十二年東京都告示第七百五十六号東京都市計画道路事業の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 荒川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第三百三十一号線

三 事業施行期間 平成二十二年五月十日から令和五年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 平成二十二年東京都告示第七百五十六号の事業地に、荒川区南千住四丁目地内を削る。

使用の部分 平成二十二年東京都告示第七百五十六号の事業地に、荒川区南千住四丁目地内を加える。

●東京都告示第三百十四号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 北区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道東日本旅客鉄道赤羽線付属街路第一号線

三 事業施行期間 令和二年三月十三日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 北区上十条二丁目地内
使用の部分 北区上十条一丁目地内

●東京都告示第三百十五号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 北区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道東日本旅客鉄道赤羽線付属街路第二号線

三 事業施行期間 令和二年三月十三日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 北区上十条一丁目地内
使用の部分 北区上十条一丁目地内

●東京都告示第三百十六号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、

同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 北区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路都市
高速鉄道東日本旅客鉄道赤羽線付属
街路第三号線

三 事業施行期間 令和二年三月十三日から令和十四年
三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分
北区上十条二丁目地内

使用の部分
なし

●東京都告示第三百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 北区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路都市
高速鉄道東日本旅客鉄道赤羽線付属
街路第四号線

三 事業施行期間 令和二年三月十三日から令和十四年
三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分
北区中十条二丁目地内

使用の部分
北区中十条二丁目地内

●東京都告示第三百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 北区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路都市
高速鉄道東日本旅客鉄道赤羽線付属
街路第五号線

三 事業施行期間 令和二年三月十三日から令和十四年
三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分
北区中十条三丁目地内

使用の部分
北区中十条三丁目地内

●東京都告示第三百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 北区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路都市
高速鉄道東日本旅客鉄道赤羽線付属
街路第六号線

三 事業施行期間 令和二年三月十三日から令和十四年
三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分
北区中十条三丁目地内

使用の部分
北区中十条三丁目地内

●東京都告示第三百二十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定に基づき南池袋二丁目C地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称 南池袋二丁目C地区市街地再開発組合

二 事業施行期間 令和二年三月十三日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区 豊島区南池袋二丁目地内

四 事務所の所在地 豊島区南池袋二丁目四十番二十二号

五 設立認可の年月日 令和二年三月十三日

六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期

限

令和二年四月十一日

●東京都告示第三百二十一号

次に掲げる一から六までの一に該当する者は、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第四条第四項第三号の規定に基づき、同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認める。

令和二年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 次の表の(イ)欄に掲げる学校において、同表(ロ)欄に掲げる科目を修めて卒業(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による専門職大学の前期課程にあつては修了)した後、それぞれの区分に応じ、同表(ハ)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

(イ)	(ロ)	(ハ)
学校教育法による大学又は高等専門学校	令和元年国土交通省告示第七百四十九号第一第一号又は第二号に規定する科目。ただし、同告示第一の各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」とする。	一年
防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)又は第二号に規定する科目	令和元年国土交通省告示第七百五十号第一第一号又は第二号に規定する科目	二年
		〇年

(号)による防衛

科目

大学校、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第七百五十号第一第一号又は第二号に規定する科目	二年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第七百五十号第一第一号又は第二号に規定する科目。ただし、同告示第一の各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」とする。	三年

(注) (ロ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く。)にあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)又は専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)又は専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発短期大学校にあつては大学設置基準の規定

の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領(平成十一年文部省告示第五十八号)の規定の例によるものとする。

二 次の表の(イ)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表(ロ)欄に掲げる年数以上で、同表(ハ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(ニ)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校	令和元年国土交通省告示第七百四十九号第一第一号又は第二号に規定する科目	〇年	一年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	令和元年国土交通省告示第七百五十号第一第一号又は第二号に規定する科目	二年	二年
		三年	

一年	令和元年国土交通省告示第七百五十号第一号又は第二号に規定する科目。ただし、同告示第一の各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」とする。	四年
----	---	----

(注) (ハ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあつては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次の表の(イ)欄に掲げる学校を卒業した後、更に職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表(ロ)欄に掲げる年数以上で、同表(ハ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(ニ)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(イ)	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	(ロ)	三年	(ハ)	令和元年国土交通省告示第七百四十九号第一号又は第二号に規定する科目。ただし、同告示第一の各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」とする。	(ニ)	一年
一年	令和元年国土交通省告示第七百五十号第一号	二年					

三年	学校教育法による中学校又は義務教育学校	二年	令和元年国土交通省告示第七百五十号第一号又は第二号に規定する科目	二年
一年		二年	令和元年国土交通省告示第七百五十号第一号又は第二号に規定する科目。ただし、同告示第一の各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」とする。	四年

(注) (ハ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

四 建築設備士
五 建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（以下「平成十八年改正法施行日」という。）前に平成二年東京都告示第三十五号第一号から第三号まで及び第七号から第九号まで（以下「平成二年告示第一号等」という。）に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じた年数しか有しない者で、平成十八年改正法施行日以後に平成十八年改正法施行日以前の建築に関する実務の経験年数と平成十八年改正法施行日以後の建築実務の経験年

数を合わせてこれらの課程に応じたそれぞれ平成二年告示第一号等に定める年数以上有することとなるもの
六 平成十八年改正法施行日前から引き続き平成二年告示第一号等に掲げる課程に在学する者で、平成十八年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ平成二年告示第一号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

●東京都告示第三百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和二年二月二十七日	小平市美園町三丁目三百三十九番一の一	延長 三三・二九 幅員 四・〇〇

●東京都告示第三百二十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組

合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に福島県会津若松市、奈良県生駒郡安堵町を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和二年二月十四日

●東京都告示第三百二十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第二項の規定により、東京土建国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に静岡県伊東市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和二年二月十四日

●東京都告示第三百二十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定に基づき、家畜又はその死体の所有者に対し、家畜又はその死体について、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

令和二年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 ブルセラ病検査

(一) 実施の目的

ブルセラ病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)以下「省令」という。第九條第二項第一号から第四号までに掲げるもの。ただし、家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

二 結核病検査

(一) 実施の目的

結核病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日

については令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている牛のうち、省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げるもの。ただし、家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

三 ヨーネ病検査

(一) 実施の目的

ヨーネ病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施区域
練馬区、立川市、令和二年五月一日から同年六月三
府中市、調布市、十日までの間において家畜保健衛
清瀬市、東久留 生所長が指定する日
米市及び武蔵村
山市の全域

実施期日

青梅市、あきる 令和二年九月一日から同年十月三
野市及び日の出 十一日までの間において家畜保健
町の全域 衛生所長が指定する日

大島町、八丈町、令和二年四月一日から令和三年三
青ヶ島村及び小 月三十一日までの間において家畜
笠原村の全域 保健衛生所長が指定する日

ただし、右に定めるほか、家畜保健衛生所長が必要と認める場合は、実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

<p>五 馬伝染性貧血検査</p> <p>(四) 検査の方法 省令別表第一に定める方法</p>	<p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲</p> <p>ア 実施する区域で飼養されている牛のうち、省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げるもの。ただし、六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。</p> <p>イ 搾乳及び繁殖の用に供することを目的として東京都の区域外から移入した牛。ただし、六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。</p> <p>(四) 検査の方法 省令別表第一に定める方法</p> <p>四 伝達性海綿状脳症検査</p> <p>(一) 実施の目的 伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向の把握</p> <p>(二) 実施する区域及び期日 実施する区域については牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第六条第二項ただし書に規定する場合を除き都内全域とし、実施の期日については令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。</p> <p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域で死亡した牛、めん羊及び山羊の死体のうち、省令第九条第二項第五号及び第六号に掲げる死体。ただし、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたものに限る。</p>
<p>(一) 実施の目的 馬伝染性貧血の発生の予防</p> <p>(二) 実施する区域及び期日 実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。</p> <p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域で飼養されている馬のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの。</p> <p>(四) 検査の方法 血清抗体検査</p> <p>六 豚熱検査</p> <p>(一) 実施の目的 豚熱の発生の予察</p> <p>(二) 実施する区域及び期日 実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。</p> <p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域で飼養されている豚及びいのししのうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの。</p> <p>(四) 検査の方法 臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査</p> <p>七 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査</p> <p>(一) 実施の目的</p>	<p>(一) 実施の目的 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生の予察</p> <p>(二) 実施する区域及び期日 実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。</p> <p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域で飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの。</p> <p>(四) 検査の方法 臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査</p> <p>八 腐蛆病検査</p> <p>(一) 実施の目的 腐蛆病の発生の予防</p> <p>(二) 実施する区域及び期日 実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。</p> <p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、東京都の区域を越えて移動するもの及び家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの。</p> <p>(四) 検査の方法 肉眼的検査、ミルクテスト及び細菌学的検査</p>
<p>(一) 実施の目的 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生の予察</p> <p>(二) 実施する区域及び期日 実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。</p> <p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域で飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの。</p> <p>(四) 検査の方法 臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査</p>	<p>(一) 実施の目的 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生の予察</p> <p>(二) 実施する区域及び期日 実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。</p> <p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域で飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの。</p> <p>(四) 検査の方法 臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査</p>

●東京都告示第三百二十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、豚熱の発生を予防するための注射を次のとおり実施する。

令和二年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

東京都(ただし、鳥しよを除く。)

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている豚及びいのししのうち、

家畜防疫員が必要と認めるもの

四 実施する期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

●東京都告示第三百二十七号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)

第十八条の規定に基づき、東京都立フェリーふ頭公園を次のとおり休園する。

令和二年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 休園面積

九、二九三・一〇平方メートル

二 休園期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

三 理由

臨港道路南北線工事の作業用地等として使用するため

●東京都告示第三百二十八号

沖港港湾区域内の公有水面の埋立てについて公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二

条第一項の規定に基づき、埋立ての免許の出願があった

ので、法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この埋立てに利害関係を有する者は、縦覧期間満

了の日まで、東京都知事に対して意見書を提出することができる。

できる。

令和二年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 出願年月日

令和二年一月三十一日

二 出願人

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 新宿区西新宿二丁目八番一号

三 埋立区域

(一) 位置

小笠原村母島字静沢地先沖港港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(北緯二六度三八分一九秒六七、東

経一四二度〇九分三三秒九六)から二三二

度五〇分二二秒四二・〇八メートルの地点

②の地点 ①の地点から一三〇度五四分四六秒一八・七三メートルの地点

③の地点 ②の地点から四〇度四〇分二四秒〇・七四メートルの地点

④の地点 ③の地点から一三〇度四〇分二四秒七・〇三メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二二〇度五四分〇六秒一〇・二八メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三一〇度五四分〇二秒二五・七四メートルの地点

(三) 面積

二五〇・三三平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

小笠原村母島字静沢地先沖港港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(北緯二六度三八分一九秒六七、東

経一四二度〇九分三三秒九六)から二八八

度〇四分一秒三〇・〇〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から一三〇度五三分四一秒三四・〇三メートルの地点

③の地点 ②の地点から二二〇度五四分〇二秒二一・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から一三〇度五四分〇二秒三四・五二メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二二〇度五三分一七秒四九・〇〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三一〇度五三分四九秒六八・五三メートルの地点

(三) 面積

二五〇・三三平方メートル

<p>四〇七三・二一平方メートル 五 車道の田舎 六 田舎の田舎 七 田舎の田舎</p>	<p>三 検定の実施種別 規則第1条第2号の警備業務 (施設警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定 四 検定予定人員 60名 五 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 検定申出の受付期間 令和2年5月11日 (月曜日) 及び同月12日 (火曜日) の2日間 午前8時30分から午後5時まで (2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p>	<p>ア 検定申請書 1通 イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所が明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のウ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。 (4) 検定手数料 16,000円 7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>
<p>●東京都公安委員会告示第94号 警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。 令和2年3月13日 東京都公安委員会 委員長 北 井 久美子 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 令和2年6月20日 (土曜日) 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 令和2年9月19日 (土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場</p>	<p>6 申請手続 (1) 受付期間 令和2年5月20日 (水曜日) から同月22日 (金曜日) までの3日間 午前8時30分から午後5時まで (2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 (3) 申請書類</p>	<p>●東京都公安委員会告示第95号 警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。 令和2年3月13日 東京都公安委員会 委員長 北 井 久美子</p>

記	なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。	(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面
1 検定の実施期日及び時間	なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。	(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面
(1) 学科試験	(1) 検定申出の受付期間	(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書
令和2年6月20日（土曜日）	令和2年5月13日（水曜日）及び同月14日（木曜日）の2日間	ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。
午前8時30分から午前11時まで	午前8時30分から午後5時まで	エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通
(2) 実技試験	(2) 受付専用電話	エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通
令和2年9月19日（土曜日）	警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係	エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通
午前8時30分から午後4時30分まで	03 (3581) 8201	(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）
2 検定の実施場所	7 申請手続	ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。
品川区東六井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場	(1) 受付日時	(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
3 検定の実施種別	令和2年5月20日（水曜日）から同月22日（金曜日）までの3日間	(4) 検定手数料 16,000円
規則第1条第6号の警備業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る規則第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。）	午前8時30分から午後5時まで	8 問合せ先
4 検定予定人員	(2) 受付場所	警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
30名	規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。	電話 03 (3581) 4321 内線30312
5 受検対象者	ア 東京都内の住所地を管轄する警察署	
(1) 規則第4条に規定する2級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）	イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署	
に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの	(3) 申請書類	
(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認める者	ア 検定申請書 1通	
6 検定申出の要領	イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉	
検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。	ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通	

●東京都公安委員会告示第96号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月13日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 講習の実施期間及び時間

令和2年6月9日（火曜日）から同月16日（火曜日）までの6日間（日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号で定める警備業務（人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。）

4 講習予定人員

100名

5 受講対象者

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者

ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

6 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期日

令和2年5月7日（木曜日）及び同月8日（金曜日）の2日間

午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会

03（3837）2160

(3) 受講対象者の確定方法

受講対象者のうち80名は、次に掲げる者を優先する。

ア 現に東京都内に居住する者

イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者

7 申請手続

(1) 受付期間

電話受付予約終了後から令和2年5月25日（月曜日）までの間

午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

(3) 申込書類

ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通

イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通

ウ 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警

<p>備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>ツ 前6の(3)のイに該当する者は、居住地を疎明す</p>	<p>る住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付日 令和2年6月2日（火曜日）及び同月3日（水曜日）の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 38,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第97号</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。</p>	<p>令和2年3月13日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 北 井 久美子 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和2年7月6日（月曜日）から同月10日（金曜日）までの5日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第4号で定める警備業務（人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務をいう。以下「4号警備業務」という。）</p> <p>4 講習予定人員 10名</p> <p>5 受講対象者 最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和2年6月5日（金曜日） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話</p>
--	---	--

<p>一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160</p> <p>7 申込手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和2年6月22日(月曜日)までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通 イ 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>8 受講料納入手続 (1) 受講料納入の受付期間 令和2年6月29日(月曜日)及び同月30日(火曜日)の2日間 (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p>	<p>(3) 受講手数料 34,000円</p> <p>9 問合せ先 (1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070 (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第98号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和2年3月13日 東京都公安委員会 委員長 北井久美子 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和2年7月9日(木曜日)及び同月10日(金曜日)の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第4号で定める警備業務(人の身体に</p>	<p>対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務をいう。以下「4号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 50名</p> <p>5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、4号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和2年6月8日(月曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160</p> <p>7 申込手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和2年6月22日(月曜日)までの間 午前9時から午後5時まで</p>
--	--	---

- (2) 受付場所
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会
- (3) 申込書類

- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
- イ 4号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通
- ウ 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

- 8 受講料納入手続
 - (1) 受講料納入の受付期間
令和2年6月29日（月曜日）及び同月30日（火曜日）の2日間
 - (2) 受付場所
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会
 - (3) 受講手数料
10,000円
- 9 問合せ先
 - (1) 一般社団法人東京都警備業協会
電話 03（5818）6070

公 告

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03（3581）4321 内線30312

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和二年三月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名

昭島市福島町一丁目百九十九番二及び二百番一
地一
立川市幸町一丁目二十一番一
株式会社アステイク

代表取締役 宮谷 祐介

武蔵村山市三ツ藤一丁目百一番二及び同番八から同番十五
住宅情報館株式会社
代表取締役 黒羽 秀朗

代表取締役 黒羽 秀朗

武蔵村山市残堀一丁目二十四番一
神奈川県相模原市中央区富士見二丁目八番八号
住宅情報館株式会社
代表取締役 黒羽 秀朗

代表取締役 黒羽 秀朗

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三（五三三二）一一一一（代）

郵便番号 163-8001
定価 五〇円
本号 一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三（三八二）五二〇一（代）

郵便番号 113-0001

